

授業科目名	法律基本演習	期別	後期	授業形態	演習
担当者名	木村 元昭	単位数	2	開講年次	1

授業科目の概要

この授業は、重要判例についてより深く理解することにより、基本的な法的思考力・表現力を涵養することを目的とする。この演習では、各分野の重要判例を取り上げ、事実の概要の把握、判旨の理解、判決理由の分析、論点の整理および学説の検討を行う。これにより、法律学を学んでいく上で必要不可欠な判例の正確な理解、適切な事実分析、的確な問題解決および論理の展開・表現を可能にする能力を育成する。

到達目標

- (1) 個々の判例について、事案の概要を的確に把握した上で、判旨を正確に理解し、判決理由の分析や論点の整理などが適切にできるようになり、さらに、自分の考えを論理的に表現し、論述できる能力を修得する。
- (2) 裁判例および判例評釈を正確に理解し、論理的な思考方法を身に付け、新たな事案にも適切に対応できるようになる。

成績評価基準および方法

到達目標を基準として絶対評価を行う。
定期試験は実施せず、以下の要素を勘案して成績評価を行う。
授業の準備状況（30%）、授業における質疑応答により顕在化する理解の程度（70%）

テキストおよび参考文献

参考文献
民法判例百選Ⅰ総則・物権第8版（有斐閣）ISBN978-4-641-11537-8 2,200円
民法判例百選Ⅱ債権第8版（有斐閣）ISBN978-4-641-11538-5 2,300円
民事訴訟法判例百選第5版（有斐閣）ISBN978-4-641-11527-9 2,800円
その他の文献については適宜紹介する。

履修上の留意点、準備学習等（事前・事後学習）

予習として、該当判例をよく読み、事実関係および当事者の主張をよく把握するとともに、結論のみならず、判決理由の論理的思考過程を十分に理解すること。
授業では、積極的に、臆することなく自分の意見・考えを述べ、相手の意見をよく聴き、自分の考えを更に発展させること。
復習として、授業において理解が不十分であった点をテキスト等で確認し、関連文献に当たり、判決の理解を更に深め、具体的事案において応用できるよう修得すること。

授業計画および内容等

第1回	仕組債に関する 証券会社の説明義務	最高裁平成28年3月15日第三小法廷判決（判例タイムズ1424号103頁）
第2回	民法94条2項、 110条が類推適用 された事例	最高裁平成18年2月23日第一小法廷判決（判例タイムズ1205号120頁）
第3回	釈明権を行使する 義務	最高裁平成22年10月14日第一小法廷判決（判例タイムズ1337号105頁）
第4回	証明の程度	最高裁平成18年6月16日第二小法廷判決（判例タイムズ1220号79頁） 最高裁昭和50年10月24日第二小法廷判決（判例タイムズ328号132頁）

第5回	証明責任の分配	最高裁昭和35年2月2日第三小法廷判決民集14巻1号36頁 最高裁昭和41年1月27日第一小法廷判決（判例タイムズ188号114頁）
第6回	被勾留者と国の安全配慮義務	最高裁平成28年4月21日第一小法廷判決（判例タイムズ1425号122頁）
第7回	不開示決定取消訴訟と主張立証責任	最高裁平成26年7月14日第二小法廷判決（判例タイムズ1407号52頁）
第8回	責任無能力者を監督する法定の義務を負う者	最高裁平成28年3月1日第三小法廷判決（判例タイムズ1425号126頁）
第9回	面会交流と間接強制について	最高裁平成25年3月28日第一小法廷決定（判例タイムズ1391号122頁） 最高裁平成25年3月28日第一小法廷決定（判例タイムズ1391号126頁）
第10回	相殺適状の要件等	最高裁平成25年2月28日第一小法廷判決（判例タイムズ1388号101頁）
第11回	法律上の争訟	最高裁平成7年7月18日第三小法廷判決（判例タイムズ888号130頁） 最高裁昭和56年4月7日第三小法廷判決（判例タイムズ441号59頁）
第12回	明示された一部請求後の残部請求	最高裁平成10年6月12日第二小法廷判決（判例タイムズ980号90頁）
第13回	訴えの利益	最高裁平成28年3月4日第二小法廷判決（判例タイムズ1425号142頁）
第14回	プライバシーとウェブサイト	最高裁平成29年1月31日第三小法廷決定（判例タイムズ1434号48頁）
第15回	良好な景観の恵沢を享受する利益	最高裁平成18年3月30日第一小法廷判決（判例タイムズ1209号87頁）
関連 URL		
備考欄		